

第205回千代田区建築審査会議事録

日 時： 令和 6 年 7 月 17 日（水） 午後 2 時から午後 2 時 30 分まで

場 所： 区役所 4 階 403 会議室

参加委員： 4 名

会	長	関	智文
委	員	正木	順子
委	員	宇於崎	勝也
委	員	山崎	芳明

議 題： 建築基準法第44条第 1 項第 2 号（道路内の建築制限）の規定に基づ
く千代田区建築審査会の同意について

- (1) 議案第30号 バス停留所上家 万世橋（秋葉原駅前方向）
- (2) 議案第31号 バス停留所上家 万世橋（駒込駅南口方向）

結 果： いずれも同意した。

議事の概要

会長	議案第30号及び第31号について、まとめて詳細を説明願いたい。
千代田区	議案第30号及び31号は、道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の路線バス停留所の上家を新設するものである。いずれも、雨風及び日差しを防ぐことに加えて、ベンチなどの設置によって利用者の利便性や快適性を向上させることを目的とした計画であり、公益上必要な建築物といえる。 道路に対する影響については、議案第30号、第31号の順に、歩道残幅員が2.288m、2.028m確保されており、さらに、所管の警察署及び消防署並びに道路管理者から支障がない旨の意見を得ていることにより、通行上支障がないと判断できる。 このため、建築基準法第44条第 1 項第 2 号の規定に基づき建築審査会の同意を求めたい。
会長	議案第30号及び31号の計画地の近くに千代田万世会館という区

	立施設があるが、どのような用途の施設か。
千代田区	区立の葬祭施設である。
会長	本施設があるため、乗降客数は多いのか。
千代田区	バスの発着場所に近いこともあり、乗降客数は少ない。
委員	歩道残幅員が2 m以上確保されているとはいえ、このような比較的狭い歩道上に優先的に上家を設置するのはなぜか。
千代田区	近年は特に日差しが強いこともあり、利便性向上のため、都内のバス停留所に順次上家を設置している。今回の計画地を優先的に選んで設置するわけではない。
委員	地域からの要望があつて上家を設置するのではないのか。
千代田区	特に要望があつて設置するわけではないが、議案第31号のバス停留所を共用している地域福祉交通である「風ぐるま」に関しては、過去に区議会からバス停留所にベンチや上屋をつけてほしいという要望を受けている。
委員	同じ規格の上家が各地に設置されており、景観などの地域性が考慮されていないと思う。バス停留所上家として同じデザインを設置する利点もあるが、今回の計画に関して地域性を考慮した点はないのか。
千代田区	特に考慮した点はない。
委員	安全性を確保するため、乗車口と降車口の間にガードパイプを設置したほうがよいのではないか。
千代田区	上家の設置に際して、申請者はできるだけガードパイプを設置する方針で道路管理者と協議しているが、バスの種類によって乗車口の幅も降車口の幅もその間の幅も異なるため、設置は難しい。

事務局

第30号議案については、資料を見る限り電線共同溝関係の埋設設備があるため、物理的にガードパイプの設置が難しいのではないか。

会長

他に質問はないようであるが、議案第30号及び31号について同意でよいか。

(委員全員了承する)

以上